

練馬区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月22日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区条例第23号

練馬区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

練馬区立自転車駐車場条例（平成4年3月練馬区条例第21号）の一部をつぎのように改正する。

別表第1 練馬区立石神井南自転車駐車場の項のつぎにつぎのように加える。

練馬区立石神井町八丁目自転車駐車場	東京都練馬区石神井町八丁目1番10号
-------------------	--------------------

別表第1 練馬区立武蔵関駅南第二自転車駐車場の項のつぎにつぎのように加える。

練馬区立武蔵関駅南第三自転車駐車場	東京都練馬区関町北一丁目22番11号
-------------------	--------------------

別表第1 練馬区立氷川台駅第十自転車駐車場の項のつぎにつぎのように加える。

練馬区立氷川台駅第十一自転車駐車場	東京都練馬区桜台三丁目35番17号
-------------------	-------------------

付 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の練馬区立自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第1に規定する練馬区立石神井町八丁目自転車駐車場、練馬区立武蔵関駅南第三自転車駐車場および練馬区立氷川台駅第十一自転車駐車場に係る練馬区立自転車駐車場条例第18条に規定する指定管理者の指定は、この条例の施行の日前においても、新条例の例により行うことができる。